

第467回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 6 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年11月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時25分
- 4 閉会時刻 午前 10時20分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	新井計男
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	田邊輝夫
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	牛窪孝

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳		
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝		
農地利用最適化推進委員	利根川 孝 一		

## 9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫		
副事務局長	柿 沼 映 生		
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		

## 10 産 業 観 光 部 農 政 課 職 員

職	氏 名	職	氏 名
課 長	高 梨 直 人	主 査	鈴 木 康 則
副 課 長	小 川 覚一郎	主 任	竹 見 弘 樹

## 11 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年11月25日第467回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

1 2 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 竹ノ谷 敏彦

---

委員 田中 あきえ

---

委員 武藤 康則

---

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 10 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 3 件、4 筆、429 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 18 件、28 筆、8,406.36 m<sup>2</sup>である。農地改良届出については、合計 2 件、3 筆、1,372 m<sup>2</sup>である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、3 筆、281 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計 11 件、124 筆、123,606.42 m<sup>2</sup>である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、2 筆、945 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 9 件、54 筆、60,582 m<sup>2</sup>である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計 2 件、4 筆、5,100 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 10 件、72 筆、48,314 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 15 件、筆数 38 筆、  
総面積 34,840 m<sup>2</sup>について申請があった。議案説明資料  
のとおり、整理番号 1 番から 15 番については、農業経営基  
盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考え  
られる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 15 番について報告する。11 月 21  
日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。  
譲受人は、現在 73 歳で、農業従事日数は 300 日、約 72  
アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具  
の所有状況はトラクター、耕耘機、農業用自動車であり十分  
対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されて  
おり、今後は水菜を作付けする予定である。以上のことから、  
地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお  
願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 15 番について、譲受人の経営状況は  
良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる  
農家であると考えられる。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から15番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

#### 議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数10件、筆数23筆、総面積19,516㎡について意見照会があった。第2号議案は、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画（案）についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることによりよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることにより採決に

入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

### 議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数7件、筆数20筆、面積15,956㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。11月4日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在55歳で、25年前から自営で塗装業をしている。譲受人の自宅周辺では耕作放棄地が増えており、農地を守っていくために農業に興味を持ち始めた。5年ほど前から就農に興味を持ち、関係機関に相談し、稲作農業の技術を取得するため、伊佐沼の農家から研修を受けた。実務経験としては、今年度、地元農家からも指導を受けながら、申請地2反に水稻を作付けし、農協に出荷した。また、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、粃摺機等を中古



で購入し、稲作農業に必要な機械を所有しており、地域の農家で構成される今成北部班に加入した。家族構成は妻、子供3人、父、母との6人暮らしで田植え等の繁忙期は家族全員で作業していく。申請地の状況としては、稲刈りの後、保全管理している。近所に住む従兄弟が所有しているが、7、8年前から病気になり、耕作ができなくなってからは、知人に貸している。病気が回復しないため、売却しようと思っていることを知り、他人に渡るよりは、親族である譲受人が取得したいと思い、申請にいたった。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、譲受人の新規就農については、地元委員として問題ない。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号2番について報告する。11月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申請事由は経営拡張のための所有権移転である。譲受人は、現在51歳で、農業従事日数は250日、約108アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は露地野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問

題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 2 番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について報告する。11月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

申請事由は経営拡張のための所有権移転である。譲受人は、現在55歳で、農業従事日数は150日、約72アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。

申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番について報告する。11月17日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

申請事由は経営拡張のための所有権移転である。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は150日、約44アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。なお、当申請が許可された場合、申請人の経営面積は約62アールとなり、農地法第3条の下限面積50アールを満たすことになる。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について報告する。11月16日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申請事由は経営拡張のための所有権移転である。譲受人は、現在65歳で、農業従事日数は150日、約38アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予

定である。なお、譲受人の所有農地は、農地法第3条第2項第5号に定められる、50アールを満たしていないが、本申請地は狭小であり、本申請地のみを耕作するのは非常に困難であるため、農地法施行令第2条第3項第3号に規定される、「その位置、面積、形状等から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地であり、隣接する農地を耕作している者が権利を取得する場合」に該当し、下限面積要件は適用除外となると考えられる。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に

対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数10件、筆数18筆、面積3,376.68㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から10番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から10番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案第5号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条

の2により「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定されている。川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会において、農業委員会の意見を付すこととしている。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に概要説明を求めた。

農政課は「案件の概要を説明する。重要変更として、住宅4件、敷地拡張2件、資材置場1件、合計7件、面積4,813㎡である。軽微変更としては、農業用施設1件であり、合計1件、面積715㎡である。案件の概要のうち、1,000㎡以上のものは、重要変更の敷地拡張1件、資材置場1件、合計2件、面積2,540㎡である。議案説明資料のとおり、重要変更である整理番号1番から7番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。また、軽微変更である整理番号軽1番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項の変更該当するため、認められるものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、調査報告する。11月21日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて事業計画者に話を聞いてきた。事業計画者は、霊園の経営を営む宗教

法人である。現在の駐車場は、お彼岸、お盆の時期には満車になり、路上で待つ車もあり、近隣住民に迷惑をかけている状況である。また、墓石設置工事を行うにあたり、資材等の置き場がなく、工事にも支障を生じている。そのため、駐車場及び資材置場として使用する計画である。周囲をコンクリートブロックで囲み、砂利敷きとし、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画である。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、調査報告する。11月22日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて事業計画者に話を聞いてきた。事業計画者は、平成28年2月に設立され、宅地造成を主な業務としている。近年、市内での宅地造成工事が増えており、資材を現場ごとに置いているが、効率が悪く、支障をきたしている。そのため、資材を一元的に管理するため、資材置場として使用する計画である。周囲をコンクリートブロックで囲み、砂利敷きとし、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画である。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号5番、6番については「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を

与えないこと」と意見し、重要変更のそれ以外については「やむを得ない」と意見し、軽微変更の整理番号軽1番については「認める」と意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり意見を付すことに決定する。



#### 14 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第467回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

#### 15 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和4年12月6日

---

議長 石川 秀夫

---

委員 竹ノ谷 敏彦

---

委員 田中 あきえ

---

委員 武藤 康則

---